

きょうと福祉倶楽部だより

2024年 第3号

マイナ保険証を在宅医療で使ってはいけない理由

政府はマイナ保険証を普及させようと様々な取り組みを行っています。
しかし、それは在宅で暮らす高齢者や施設で暮らす高齢者を助けるものになるのでしょうか？
これまでに私たちのもとに入っている情報では「否」と断言して良さそうです。
なぜ保険証のマイナ化が必要なのか、率直に言ってまったく不可解です。
なぜマイナ保険証がダメなのか、私見ではありますがお示します。

マイナ保険証がダメな理由

第一に

マイナカードの作成は「寝たきり」高齢者には簡単には作れません。
家から出ることすら困難な「高齢者」をどうやって座らせて、写真を撮ることができますか？
写真の背景に車椅子があるだけで写真が使用できないということを行政から言われたという障害者の方がいらっしゃいます。
第一、作成するための申請もご家族の力が無ければできません。
介護だけでも大変な家族になぜ無理を重ねさせるのでしょうか？

第二に

利用するには医療機関での認証が必要です。
暗証番号ないし顔認証です。
認知症の方が暗証番号を覚えているとは限りません。
では、顔認証でとなるでしょうか？
そもそも訪問診療の現場であるご自宅には認証端末を持って行くことはできません。
ならば、毎月そのためにご家族や支援者が医療機関に足を運ばなくてはいけなくなります。
また、在宅医療を担うのは医療機関だけでなく、訪問看護ステーションもあります。
多くが介護保険からの訪問だとしても、重症化した方や精神科の訪問看護は医療保険から看護の給付がされています。
少ない人員で現場に向かう現状に加えて、あらたにマイナ保険証の認証ができるのか？

在宅用の認証端末はありません。

これが強行されれば、さらに現場は混乱することでしょう。

では、施設入所の方はどうでしょう？

施設が入所者全員の暗証番号とカードを管理する今までに無い業務が発生します。

そのうえ前述のように端末による認証作業を施設が代行するために医療機関に出向くことも求められます。加えてマイナンバーカードには様々な個人情報が入力されています。それらの施設には関係しない情報の管理まで施設に行わせることになります。

第三に

これまでに多くの間違った情報の紐付けが報道もされています。

他者への間違った診療記録、処方「わたしのもの」として医師が思ってしまう、不適切な医療を引き起こす可能性も否定できません。

認知機能が衰えた高齢者や言葉を発することができない障がい者が「先生、それは私の記録じゃない」と言えなければ、医師は気がつかずに間違った診療が行われる危険も否定できません。

医療へのアクセスは誰もが手軽にできるものであることが必要

このように「危険」なマイナ保険証には現場の医師の方からも反対の声、安全を危惧する声が上がっています。

それでもこの愚行を押し切るために国は医療機関にペナルティを科すことや、わたしたちにも利用を強要するためにマイナ保険証を利用しないと自己負担が増えることも行っています。

以上見てきたように保険証をマイナカードに肩代わりさせることは市民の医療へのアクセスに付けなくてよい障壁を新たに作るものです。

その障壁が市民の受療権にも影響するのであれば私たちはこの制度を拒絶する必要があるのではありませんか？

マイナカードの取得について国は「任意である」としています。ならばわたしたちは自らを危険にさらす恐れのある施策は受け入れないという選択を示す必要があります。

開業医のみなさんが作る全国保険医団体連合会のマイナ保険証反対を示す主張はこちら。



<https://hodanren.doc-net.or.jp/hokenshohaishi/>